

利 用 調 整 点 数 表

(1) 基本点数

状況区分	保育者の状況	区 分	基本点	入所 次第 就労 ※1
ア	家庭外労働	会社員等	月12日以上かつ月128時間以上の就労を常態	40 A -4
		自営業主 (添付あり)	月12日以上かつ月96時間以上の就労を常態	38 B -4
			月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36 C -4
		自営業主 (添付なし)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36 D -4
		自営業専従者 家族従業者	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	30 E -4
		訪問販売	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	30 F -4
		そ の 他	月12日未満であるが月64時間以上の就労をしている	26 G -4
イ	家庭内労働	会社員等 自営業主 (添付あり)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36 H -4
		自営業主 (添付なし)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	34 I -4
		自営業専従者 家族従業者	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	28 J -4
		内 職	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	26 K -4
		そ の 他	月12日未満であるが月64時間以上の就労をしている	24 L -4
ウ	就 学 (技能習得等を含む)	教育機関に在学または職業訓練を実施している	30	M
エ	出 産	下児の出産予定日前2か月、産後2か月以内 ※多胎児の場合は予定日前3か月	36	N
オ	傷病・障害	傷 病	1か月以上の入院	40 O
			自宅療養	30 P
		心身障害	身体障害者手帳 1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	40 Q
			身体障害者手帳 3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級	38 R
			身体障害者手帳 4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級	30 S
カ	介 護 (同居親族に限る)	身体障害者手帳 1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している、1か月以上の入院	38	T
		身体障害者手帳 3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級を所持している	36	U
		身体障害者手帳 4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級を所持している、その他自宅療養	30	V
キ	そ の 他	災害の復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている (ボランティアは不可)	44 W
		時間不足	月64時間未満の就労かつ就職活動を継続して行っている	4 X
		求職活動中	求職活動を継続して行っている	2 Y

(2) 付加点数

申込み児童の兄弟が既に希望保育施設に入所中、または入所内定している場合（1号除く）	4
申込み児童が保育施設に入所中 (育休中は除く)	認可外保育施設・一時保育施設 認可保育施設（一時保育除く※2） 3 2
双子の児童が同時に申し込む場合 ※三つ子以上の場合は1人増えるごとに1点加算	2
生活保護世帯	2
ひとり親家庭及びそれに準ずる家庭	1
育児休業法に伴う育休明け及び産休明けの職場復帰する場合	1
保育料を滞納し、催告に応じない場合	-4